

記

一、發生場所 東京市蒲田區萩中町二〇六番地
二、紛議發生迄ニ解決年月日

發生 昭和十八年二月十日
解決 ヲ 十八日

三、事業主側

(1) 名 稱 早川鑄工場(個人経営)

(2) 本社迄ニ所属工場等ノ所在地

發生場所ニ会シ

(3) 事業主ノ住所氏名

東京市蒲田區萩中町二〇六番地

早川源吾

(4) 事業ノ種類 一般鑄物

(5) 資 本 金 (個人経営) 公稱一萬二千圓(金額拂込)

(6) 企業系統 ナシ

(7) 使用労働者數 作業別 男女別、本工、臨時工、見習工

鑄物工 男 九 四 三

(8) 労働賃銀 本工 最高一圓九拾五錢

最低一圓五拾錢

平均一圓七拾五錢

臨時工 最高一圓六拾錢

最低一圓五拾錢

平均一圓四拾七錢

見習工 最高 六拾錢、最低五拾錢

平均 五拾五錢

(9) 退職手當制度該福利施設ノ有無 ナシ

(10) 事業主ノ団体關係 ナシ

四、労働者側